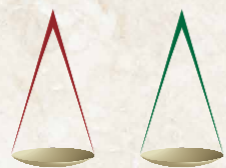


Attorney & Accountant



## 広島総合法律会計事務所は 企業・市民の皆様の様々な問題をワンストップでサポートします

グループ内の法律事務所、税理士事務所、公認会計士事務所、社会保険労務士事務所、相互の連携により、ワンストップで対応いたします。



- 広島電鉄路面電車 白島電停(徒歩1分)
- 広島高速交通アストラムライン「城北駅」(徒歩8分)
- JR「新白島駅」(徒歩10分)

### 広島総合法律会計事務所

〒730-0004 広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル7F  
http://www.hirosos.jp/

弁護士法人 広島総合法律会計事務所 .....TEL:082-227-1100 FAX:082-227-1200  
 広島総合税理士法人 広島総合公認会計士共同事務所.....TEL:082-227-1414 FAX:082-227-1122  
 広島総合社会保険労務士法人.....TEL:082-227-1005 FAX:082-227-1122

★事務所受付時間 平日 9:00~18:00  
(ただし、12:00~13:00はお昼休みをいただいております。)



# A&A REPORT

Attorney & Accountant



広島総合法律会計事務所  
〒730-0004 広島市中区東白島町14-15  
NTTクレド白島ビル7F  
http://www.hirosos.jp/

## ● 暑中お見舞い申し上げます

昨年度、広島弁護士会の副会長を務めました。1年間、弁護士会の会議等で事務所を空けていることが多く、クライアントの皆様にはご不便をお掛けしましたことをお詫び申し上げます。あらためて弁護士会の活動の幅広さを知るとともに、社会的責任の重さを身に染みて知ることができた1年間でした。

さて、新型コロナウイルスの発生に始まり、ここ2年間の社会情勢、経済情勢の変動は、これまで経験したことがないことばかりかと思えます。弁護士の仕事の仕方も、この2年で大きく様変わりしました。以前は、裁判の期日は基本的に裁判所に出掛け、裁判官、相手方代理人と対面で進行するものでしたが、一昨年からウェブ会議が導入されたため、多くの期日に、事務所からウェブ会議で出席することができるようになりました。クライアントとの会議もウェブ会議で実施することも稀でなくなり、弁護士会内の会議もウェブ会議を用いることが殆どになりました。

ウェブ会議によって裁判期日や会議の時間調整がしやすくなったという、業務面でのメリットは非常に大きいものがあります。しかし、会議中の機微を感じて、より納得的な解決を図ること、調整をすることにはまだ難儀をしているというのが本音です。

また、遠方の裁判所や会議に出張した際に、各地の名所を巡ったり、小さい頃からの趣味である城巡り(たいていの裁判所は、城の麓か敷地内に建てられています)をするのを密かに楽しみにしていました。こうした機会や、友人と旧交を温めたりする機会がなくなっているのも、とても残念なことです。様々なツールが便利になったことで、こうしたゆっくりした時間の過ごし方が貴重だと思えることが皆様にもあるのではないのでしょうか。

弁護士 向井 良

当事務所の近郊では、サッカースタジアムの建設が始まり、2024年に完成予定と聞いています。また広島駅の再開発も2025年に完成予定とのこと。市中心部では他にも複数の大規模な再開発が始動し、また開始予定であると報道されています。

生活スタイルや仕事の仕方が変わり、身近なところでもこのような数年がかり、十数年がかりのプロジェクトを見聞きする中で、自分が10年後、20年後にどのような仕事をし、どのように地域



に貢献していくかを考えることも増えました。このようなことを考えられるようになったのは、年を重ねた証拠かもしれませんが(本当にもはや若手ではないと気付くのは、夕方にパソコンの前で目が霞むようになったとき、懇親会を一次会で切り上げるという選択肢を選ぶとき、気付けばスマホを顔から少し離して見ているときなどですが...)。

当事務所は、今年1月で設立から15年を迎え、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士の資格者とスタッフを合わせて約70名の陣容となりました。皆、地元出身であったり、縁があって当地に居を据えたりした者です。先を見通せない時であるからこそ、我々の設立理念である「専門性、総合性、継続性」に立ち返り、地域社会の皆様、中長期的な視点をもって総合的なサービスを提供できるよう、力を合わせて励んでいく決意です。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

## ● A&Aセミナー 育児・介護休業法の改正について

社会保険労務士 大富 伸之助

6月7日にセミナーを開催。2022年4月、10月及び2023年4月にそれぞれ施行される改正点は多岐に渡るため、ボリュームの大きい内容を1時間で話す、いわば時間との戦いを主眼に置きつつ、できるだけ実務面で役立つ内容の構成にしたつもりです。また、オンラインセミナーは個人的には初の経験であり、システムの仕様把握等で不慣れな点があったことは、今後の教訓したいと思います。以下、法改正のポイントをご紹介します。

### 1. 2022年4月施行の改正点について

#### (1) 育児休業を取得しやすい雇用環境整備

育児休業と産後パパ育休（出生時育児休業）の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じることが義務付けられました（なお、産後パパ育休は10月に新設される育児休業です）。

- ①育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ②育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口設置等）
- ③自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

これらのうち少なくとも1つの措置を講じればよい（可能な限り、複数の措置を行うことが望ましいとされています）ため、実務上は相談体制の整備が最も実現ハードルが低いと思われます。

#### (2) 個別周知・意向確認

従業員本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た者には、育児休業制度等に関する事項の周知と育児休業等の取得意向の確認を個別に行うことが事業主に義務付けられました。実務上の対応として、周知が必要な育児休業制度、育児休業給付、社会保険料の取り扱いについて把握することと、申し出から個別周知・意向確認に至るプロセスの確立と周知が求められます。

#### (3) 有期雇用労働者における、育児休業及び介護休業を取得できる対象者の範囲拡大

これまでは勤続1年未満の有期雇用労働者は育児休業及び介護休暇を取得できませんでしたが、改正によりこの条件が削除され、正社員と同様の要件となりました。実務上の対応として、就業規則（育児介護休業規程）の改定が必要です。

### 2. 2022年10月施行の改正点について

制度の大幅な改正が実施されます。

#### (1) 産後パパ育休の創設

子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能な育児休業で、主なターゲットは男性になりますが、一定の場合に女性でも取得できる点に注意を要します。また、通常の育児休業と異なり、労使協定の定めがあることを条件に、休業中に一定の条件下で就労が認められていることもポイントです。こちらについては、基本的に労働者が就労を希望することが起点となっており、事業主が就労を一方的に求められるものではないことに注意を要します。就労に際して、労働者の意に反する取り扱いも禁止されます。

#### (2) 育児休業（産後パパ育休）の分割取得

改正前は子が1歳になるまでの間に育児休業を原則1回しか取得することができませんが、10月以降は育児休業及び産後パパ育休それぞれ2回に分割して取得することが可能になります。産後パパ育休を2回、通常の育児休業を2回に分割取得することができ、子が1歳になるまでの間に合計4回の取得が可能です。

#### (3) 1歳以降の育児休業の延長条件の柔軟化

子が1歳を超える期間の育児休業を取得する場合、改正前は子が1歳及び1歳6カ月の誕生日を開始日としなければなりませんでしたが。その要件が緩和され、例えば子の1歳（1歳6カ月）の誕生日から引き続き妻が育児休業をしている場合に、夫が期間の途中から育児休業を開始したり、夫婦で交代することが可能になります。その他、産後パパ育休中の育児休業給付（出生時育児休業給付金）の新設や、育児休業中の社会保険料免除の条件の追加があり、法改正に伴う就業規則（育児介護休業規程）の改定も必要のため、対応に時間と労力を要します。

### 3. 2023年4月施行の改正点について

常時雇用する労働者が1,000人を超える事業主は、育児休業等の取得の状況をインターネット等で年1回公表することが義務付けられます。

#### 4. おわりに

10月施行の改正は実務への影響大です。早目の対応準備をお勧めします。私共も、引き続き法改正対応をご支援していく所存です。

## ● 叙勲ご報告

公認会計士・税理士 河野 隆

本年春の叙勲で、旭日小授章を受賞致しました。私は、公認会計士・税理士ですが、公認会計士功労でも税理士功労でもなく、厚生労働省の「労働行政功労」としての受賞でした。平成9年より、広島県労働委員会の公益委員として委員会に従事させて頂きましたが、公益委員の推薦は日本公認会計士協会中国会で、我が国の都道府県の中で公益委員の推薦機関として、公認会計士団体としては唯一ではないかと思えます。委員としての任期は2年ですので、10数回にわたって推薦させて頂きました。広島弁護士会の基準としては任期3回までと聞いておりますが、会計士協会でも同様の基準で運用されていたと思えます。特例として基準を超えて推薦を頂き、執行部、会員の皆様に感謝です。

労働委員会は公益委員・労働者委員・経営者委員の各委員5名で構成されますが、概ね10年在席で県知事表彰並びに厚生労働大臣表彰、続いて藍綬褒章、概ね20年超で叙勲の流れと聞いております。各委員の出身母体で格上の叙勲（弁護士功労・教育研究功労等）が行われる方は、そちらが優先されて高位の叙勲を受けているようです。広島県労働委員会の委員は、過去に委員として在任された大学教授、弁護士の方々がいらっしゃいますが、労働行政功労は表面には出ておりません。平成2年12月の内閣総理大臣決定（栄典制度の在り方に関する論点の整理・叙勲対象分野別）によれば、今回の私の受賞は、「人目に付きにくい分野等の功労者」の中で明示される、労働委員会委員によるものだと思います。

我が国の叙勲制度は明治8年の「勲章従軍記章制定の件」の太政官布告により開始されました。当初は布告通りに武官のみが対象でした。その後、文官・教育・社会分野に対象範囲は拡大されました。皇族、外国人及び文化勲章を除き、生存者に対する叙勲は戦後停止されておりましたが、昭和38年に再開され、昭和39年4月29日に戦後第1回の叙勲が行われております。平成15年春の叙勲までは、勲章に勲位が付されておりました。大勲位・勲1等～勲8等が付き、大勲位菊花賞・勲1等旭日大綬章・勲2等旭日重光・勲3等旭日中授章・勲4等旭日小授章・勲5等旭日双光章・勲6等旭日単光章・勲7等青色桐葉章・勲8等白色桐葉章ですが、秋の叙勲より勲位が廃止され、桐葉章も廃止されました。瑞宝章・



宝冠章も同様となりました。数字の使用は受賞者のランク付けのように感ずる国民感情に合わせたようです。

現行の勲章の授与基準は閣議決定（平成15年5月20日）されています。我が国の叙勲制度は、明治の太政官布告ですが、日本国憲法の第7条「天皇は内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事示に関する行事を行う」第7号「栄典を授与すること」、憲法第14条第3号に「栄誉、勲章の他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する」にある、栄典、勲章を根拠とします。また、勲章褫奪（ちだつ）令（明治41年勅令第291号）では、「勲章ヲ有スル者死刑、懲役又ハ無期若ハ三年以上ノ禁固ニ処セラレタルトキハ其ノ勲等、又ハ年金ハ之ヲ褫奪セラレタルモノトシ外国勲章ハ其ノ佩用ヲ禁止セラレタルモノトス」となり、現行でも運用されています。過去には年金が付与されることもあったことが伺えます。過去に栄典法制が協議された時期もあったようですが、勅令、内閣府令、告示、閣議決定、閣議了解、内閣総理大臣決定等で運用されています。法律に基づかない栄典制度の運用については立法権との関係で、反対論もあります。

一方、民事執行法第131条10号、国税徴収法第75条1項9号で、本人またはその親族が受けた勲章は財産としての差し押さえが禁止され、商標法4条1項1号では、勲章と同一又は類似の商標は商標登録できません。また、軽犯罪法1条15号では勲章に似せて作ったものを用いた者は拘留又は科料に処せられます。勲章に関する法的規制が存在することにも、驚きました。

春の受賞で、栄典制度についていろいろと知ることができました。